

◇ 免税事業者が課税事業者を選択した場合

Q : 私は今年4月、雑貨店を個人で開店しました。個人事業者は開業2年間は消費税の納税義務は免除されるとのようですが、開業年は設備投資が多いため、消費税の申告をすれば還付を受けられると聞きました。消費税の免税事業者が課税事業者となるための手続き方法を教えてください。

A : 事業を開始した年中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば、開業の年から消費税の課税事業者とすることができます。

【解説】

消費税は、2年前の課税売上高が3000万円（平成16年4月1日以後開始の事業年度については1000万円）以下の事業者については納税義務が免除されます。

したがって、新規開業の事業者の場合、2年前の課税売上が存在しないことから、設立年と2年目については、課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されます。（資本金が1000万円以上の法人を除きます）

ただし、納税義務が免除される事業者であっても課税事業者選択届出書を提出することによって、消費税の課税事業者とすることができます。この場合、既存の事業者については課税事業者となりたい事業年度の初日の前日までに、この届出書を提出しなければなりません。新規開業の場合は、開業した年度に届出書を提出すればその提出した年度から課税事業者となれます。

なお課税事業者を選択した場合は、2年間は継続適用となりますので、ご注意ください。

